

家計が急変した場合の 奨学のための給付金について

国公立用

1 奨学のための給付金とは

熊本県では、進学の意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費(教材費、学用品費等)を支援するため、熊本県奨学のための給付金を設けています。(※返還不要)

2 家計急変とは

〈対象となる世帯〉

保護者等全員の県・市町村民税の所得割額が非課税相当と認められる世帯

※ 家計急変から1年間の所得見込額が地方税法における非課税相当に該当することが要件となります。

(家計急変事由の例)

保護者等が以下のいずれかに該当する場合、対象となる可能性があります。

- ・減収 ・失職(解雇、倒産) ・死別
- ・離婚 ・疾病による減収、失職 ・被災 など

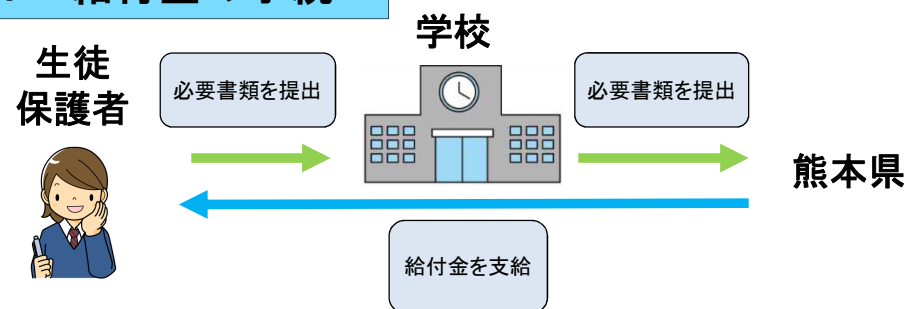
3 給付金額

区分	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税世帯(第1子)	84,000円	36,500円
非課税世帯(第2子)	129,700円	

家計が急変した場合は、上記の額を上限に月数に応じて算定した額を支給します。

※ オンライン学習の通信費として加算がある可能性があります。

4 給付金の手続



※ 申請は家計急変後、随時受け付けます。
家計急変後は、速やかに学校にご相談ください。

お問い合わせ

通われている学校 もしくは 熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班(Tel 096-333-2675)